

# 東北マーチングバンド・バトントワーリング連盟規約

## 第1章 総 則

### (名 称)

第1条 本連盟は、東北マーチングバンド・バトントワーリング連盟という。なお、英語の表記はTOHOKU MARCHING BAND BATON TWIRLING ASSOCIATIONと称し、その略称をTMB Aと称する。

### (主たる事務所の事務局)

第2条 本連盟は、事務局を秋田県大仙市大曲通町13-7 三浦ビル1階に置く。

### (組 織)

第3条 本連盟は、日本マーチングバンド協会東北支部並びに日本バトン協会東北支部により組織する。

## 第2章 目的及び事業

### (目 的)

第4条 本連盟は、日本マーチングバンド協会東北支部並びに日本バトン協会東北支部が、それぞれの組織の独自性を保ちつつ、お互いに協力し、マーチングバンド並びにバトントワーリングの普及発展及び資質の向上をはかることによって、東北の音楽文化創造の一翼を担うとともに、その活動を通して豊かな情操と音楽的感性を育み、青少年の心身の健全な発達を促し、地域の音楽教育や生涯学習・生涯スポーツの質的向上に寄与することを目的とする。

### (事 業)

第5条 本連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) マーチングバンド並びにバトントワーリングに関する普及活動・創作活動の推進
- (2) マーチングバンド並びにバトントワーリングに関するコンテスト及び講習会等の開催
- (3) マーチングバンド並びにバトントワーリングに関する機関誌、研究資料等の刊行
- (4) その他目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会 員

### (会員の種類)

第6条 本連盟の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 日本マーチングバンド協会東北支部並びに日本バトン協会東北支部の正会員。
- (2) 賛助会員 日本マーチングバンド協会東北支部並びに日本バトン協会東北支部の賛助会員。

### (入 会)

第7条 日本マーチングバンド協会東北支部又は日本バトン協会東北支部の規約第7条による。

### (入会金及び会費)

第8条 日本マーチングバンド協会東北支部又は日本バトン協会東北支部の規約第8条による。

### (退 会)

第9条 日本マーチングバンド協会東北支部又は日本バトン協会東北支部の規約第9条による。

### (除 名)

第10条 日本マーチングバンド協会東北支部又は日本バトン協会東北支部の規約第10条による。

(資格の喪失)

第11条 日本マーチングバンド協会東北支部又は日本バトン協会東北支部の規約第11条による。

## 第4章 総 会

(総会の構成)

第12条 総会は、次項に定める代議員をもって構成する。

2 代議員は、日本マーチングバンド協会東北支部並びに日本バトン協会東北支部の代議員とする。

3 代議員及び理事は、相互に兼ねることができない。

(総会の招集)

第13条 通常総会は、毎年1回会長が招集する。

2 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、会長が招集する。

3 前項のほか、代議員現在数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して総会の招集を請求されたときは、会長は、臨時総会を招集しなければならない。

4 総会の招集は、少なくとも7日以前にその会議に付議すべき事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知する。ただし、緊急を要する場合は、臨時総会を開くことができる。

(総会の定足数等)

第14条 総会は、代議員総数の2分の1以上の者が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者及び他の会員を代理人として表決を委任した者は、出席したものとみなす。

2 総会の議事は、この規約に別段の定めがある場合を除くほか、出席代議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第15条 すべての会議には、議事録を作成し、議長及び出席者の代表2名以上が署名押印の上、これを保存する。

(総会の議長)

第16条 総会の議長は、出席代議員の互選で定める。

(総会の議決事項)

第17条 総会は、この規約に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 事業計画及び収支予算についての事項

(2) 事業報告及び収支決算についての事項

(3) 財産目録及び貸借対照表についての事項

(4) その他、本連盟の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(会員への通知)

第18条 総会の議事の要領及び議決した事項は、全会員に通知する。

## 第5章 役 員

(役 員)

第19条 本連盟に次の役員を置く。

(1) 会 長 1名

(2) 副会長 2名以内

(3) 理 事 3名以上17名以内（うち理事長1名及び副理事長3名以内）

(4) 監事 3名以内

#### (役員の選任等)

第20条 本連盟の役員は、理事会で選出し、総会において代議員総数の3分の2以上の議決を得なければならぬ。

- 2 理事は、日本マーチングバンド協会東北支部並びに日本バトン協会東北支部の理事とする。
- 3 会長は、理事長・副理事長を指名する。
- 4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

#### (会長、副会長及び理事の職務)

第21条 会長は、本連盟を代表し、本連盟を統轄する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、あらかじめ会長が指名した順位によりその職務を代理する。
- 3 理事長は、理事を代表し、本連盟の業務執行を総理する。
- 4 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、あらかじめ会長が指名した順位によりその職務を代理する。
- 5 理事は、理事会を組織して、この規約に定めるもののほか、本連盟の総会の権限に属せしめられた事項以外の事項を議決し、執行する。
- 6 正副会長及び正副理事長は、正副会長・正副理事長会を組織し、理事会から委任された事項及び緊急に処理すべき事項を議決する。
- 7 正副会長・正副理事長会において議決した事項は、直近の理事会に報告し、その承認を得なければならない。

#### (監事の職務)

第22条 監事は、本連盟の業務及び財産に関し、次の各号に規定する職務を行う。

- (1) 本連盟の財産の状況を監査すること。
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 前の各号の監査結果に意見を添えて、理事会及び総会に報告すること。

#### (役員の任期)

第23条 本連盟の役員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠または増員により選任された役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その辞任または任期満了後でも後任者が選任されるまでは、なおその職務を行う。

#### (役員の解任)

第24条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会において3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

#### (役員の報酬)

第25条 役員は無給とする。

- 2 役員には、費用弁償ができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が定める。

#### (名誉役員)

第26条 本連盟に顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、次の職務を行う。
  - (1) 会長の相談に応じること
  - (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること
- 3 顧問及び相談役の選任及び解任は、理事会において決議する。

- 4 顧問及び相談役は、会長の諮問に応じ、総会において意見を述べまたは提言すことができる。
- 5 顧問及び相談役の報酬は、無償とする。
- 6 顧問及び相談役の任期は2年とし、再任を妨げない。

## 第6章 理事会

### (構成)

第27条 本連盟に理事会を置く。

- 2 理事会は、会長、副会長、すべての理事をもって構成する。

### (権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本連盟の業務執行の決定
- (2) 会長、副会長、理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長の選定及び解職

### (理事会の招集等)

第29条 理事会は、毎年度3回会長が招集する。ただし、会長が必要と認めたとき、又は理事現在数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたとき、会長は、これを招集しなければならない。

- 2 第1項の理事会の招集は、書面または電磁的記録によって行うことができる。
- 3 理事会の議長は、理事長又は理事長が指名した者とする。
- 4 理事会は、その目的および事業を達成するために、別に定める各部及び各種委員会を置くことができる。

### (理事会の定足数等)

第30条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の者が出席しなければ議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

- 2 理事会の議事は、この規約に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 前項の規定にかかわらず、一般社団法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

## 第7章 資産及び会計

### (事業・会計年度)

第31条 本連盟の事業・会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

### (事業計画及び収支予算)

第32条 本連盟の事業計画及びこれに伴う収支予算は理事長が編成し、総会において代議員総数の3分の2以上の議決を得なければならない。

- 2 事業計画及び収支予算を変更しようとする場合は理事会の承認を得たのち、直近に開催される総会において報告し、承認を受けなければならない。

### (事業報告及び収支決算)

第33条 本連盟の事業報告及び収支決算は、理事長が作成し、収支決算書、貸借対照表、正味財産増減計算書、及び財産目録とともに、監事の意見を付け、総会において承認を受けなければならない。

- 2 本連盟の収支決算に剰余金があるときは、理事会及び総会の議決を受けて、その一部若しくは全部を基本財産に編入し、または翌年度に繰り越すものとする。

(資産の構成)

第34条 本連盟の資産は、次のとおりとする。

- (1) 本連盟及び日本マーチングバンド協会東北支部並びに日本バトン協会東北支部の財産目録に記載された財産
- (2) 日本マーチングバンド協会東北支部並びに日本バトン協会東北支部の入会金及び会費
- (3) 本連盟及び日本マーチングバンド協会東北支部並びに日本バトン協会東北支部の資産から生ずる収入
- (4) 本連盟及び日本マーチングバンド協会東北支部並びに日本バトン協会東北支部の事業に伴う収入
- (5) 本連盟及び日本マーチングバンド協会東北支部並びに日本バトン協会東北支部の寄附金品
- (6) 本連盟及び日本マーチングバンド協会東北支部並びに日本バトン協会東北支部のその他の収入

(資産の管理)

第35条 本連盟の資産は、理事長が管理する。

- 2 基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て定期預金とする等、確実な方法により、理事長が保管する。

(基本財産の処分の制限)

第36条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、または運用財産に繰り入れてはならない。ただし、本連盟の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会及び総会の議決を経、その一部に限り、運用財産に繰り入れることができる。

## 第8章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第37条 本連盟の規約を変更するには、総会において代議員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

(解散)

第38条 本連盟の解散は、総会において代議員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

(残余財産の処分)

第39条 本連盟の解散に伴う残余財産は、総会において代議員総数の4分の3以上の議決を経て処分するものとする。

(委任)

第40条 この規約に定めるもののほか、本連盟の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第9章 事務局

(事務局)

第41条 本連盟の事務を処理するため、事務局を置き、次の職員を置くことができる。

- (1) 事務局長
  - (2) 事務局次長
  - (3) 事務局員
- 2 事務局長は、理事を兼任することができる。
  - 3 事務局の職員は、会長が任免する。
  - 4 事務局の職員は、会長の命により、財務、会計その他の事務を処理する。
  - 5 常勤の職員の給与及び服務に関する規程等は、別にこれを定める。

## 第10章 捕 則

### (書類及び帳簿の備付等)

第42条 本連盟の事務局に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。

- (1) 規約
- (2) 役員、代議員及び事務局員の名簿
- (3) 財産目録
- (4) 資産台帳及び負債台帳
- (5) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 総会及び理事会の議事に関する書類
- (7) 会員名簿
- (8) その他、必要な帳簿及び書類

2 前項第1号から第4号までの書類及び同項第6号の書類は永年、同項第5号の帳簿及び書類は10年以上、同項第7号から第8号までの書類及び帳簿は、1年以上保存しなければならない。

### (細 則)

第43条 この規約の施行に関する細則は、理事会の議決を経て、別に定める。

### 附 則

本規約は、平成25年5月11日から施行する。

一部改正 平成29年5月13日  
一部改正 令和 2年5月 9日